

# 審議会等への女性委員の登用に関する ポジティブ・アクションプラン

八 尾 市

平成 26 年 10 月策定

## 目 次

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. はじめに                     | 1 |
| (1) 男女共同参画における国の動き          | 1 |
| (2) 本市のこれまでの取り組みの総括と今後の展望   | 1 |
| 2. 目的                       | 2 |
| 3. 対象                       | 2 |
| 4. 目標                       | 2 |
| 5. 審議会等所管部局の責務              | 3 |
| 6. 事前協議                     | 3 |
| 7. 具体的な方策（「ポジティブ・アクション」の推進） | 3 |
| (1) 審議会等所管によるポジティブ・アクション    | 3 |
| (2) 人権担当所管によるポジティブ・アクション    | 5 |
| 8. 実施時期                     | 6 |

### <参考資料>

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 八尾市における男女共同参画の現状について                | 7  |
| （審議会等）団体あて委員推薦依頼文例                  | 14 |
| 審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン策定経過 | 15 |
| 八尾市男女共同参画施策推進本部 ワーキング会議設置要領         | 16 |
| 八尾市男女共同参画施策推進本部 ワーキング会議委員名簿         | 17 |

## 審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン

### 1. はじめに

#### (1) 男女共同参画における国の動き

我が国では、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」（平成15年6月20日 内閣府男女共同参画局 男女共同参画推進本部決定）という目標の達成に向けた様々な取り組みが行われてきたところである。

しかしながら、指導的地位に占める女性の割合は、各分野において徐々に増加してきているが、本省課室長相当職以上の国家公務員（3.0%）、都道府県知事（6.5%）、衆議院議員（8.1%）など、多くの分野においては、30%を満たしておらず、目標の達成には、相当の推進力が必要な状況にあり、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の制定から10年余りを経過した現在もなお、政策・方針決定過程への女性の参画は大きな課題となっているところである。

このような中、国においては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、我が国社会にとって喫緊の課題であり、将来にわたり、活力ある社会を維持していくためには、「女性の活躍」が必要不可欠であるとし、国家公務員の採用においても、女性職員の採用比率を30%以上とする政府の方針が示されているほか、「日本再興戦略」において、「女性の活躍推進」を、今後、焦点化する重要課題、「成長戦略の中核」に位置づけているところである。

#### (2) 本市のこれまでの取り組みの総括と今後の展望

審議会等への女性委員の登用促進については、平成17年度に「女性委員参画推進計画要領」を策定し、審議会等への女性委員の登用に際して、女性施策担当所管との事前協議制を導入し、取り組みを進めた結果、全審議会等における女性委員の登用率の平均値において、平成17年度末の数値は24.6%であった。また、平成20年度に策定した「第2次 やお女と男のはつらつプラン」において、平成27年度末時点における女性委員の登用率35%以上とする目標値を掲げ、女性委員の積極的な登用促進を図ってきたところである。

また、同プランの策定以後、平成22年度には、男女共同参画施策推進本部ワーキング会議（男女共同参画促進検討部会）を設置し、目標値達成のための具体的な取り組みについて検討し、目標値の達成に向けて、取り組みの見直しを図った結果、全審議会等の平均値において、平成25年度末（27.8%）は、3.2ポイントの改善が見られたところである。

また、本市の女性委員の登用率を府内市町村と比較すると、府内42市町村中、13位に位置しており、目標達成には、なお努力が必要であるものの、府内市町村との比較においては、一定の成果も挙げてきたところである。

しかしながら、「市の政策・方針決定過程や社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が対等な構成員として参画し、意見や考え方を反映し、男女がともに活躍できる社会」を実現するためには、更なる取り組みの強化を図ることにより、目標値の達成に向けて取り組むことが求められているところである。

このため、今後、女性委員の登用率向上に向け、より具体的で実効性のある取り

組みを推進していくことが必要であり、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」に取り組んでいくことが重要である。

このような基本認識に基づき、当ポジティブ・アクションプランは、女性の参画拡大を図るための具体的で実効性のある取り組み方策、すなわち、「ポジティブ・アクション」を掲げ、その積極的な推進に取り組むこととするものである。

## 2. 目的

当ポジティブ・アクションプランは、社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が対等な構成員として参画し、意見や考え方を反映し、男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、目標を達成するために必要となる具体的な方策（「ポジティブ・アクション」の推進）等を定め、もって政策・方針決定過程への女性の参画を促進することを目的とする。

また、当ポジティブ・アクションプランは、単に審議会（本市の政策・方針を決定するための機関）等への女性委員の登用自体を目的とするのではなく、「男女が一人ひとりの人権を尊重しながら、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現をめざす」には、人材としての女性の活躍が不可欠であり、そのために政策・方針決定過程への女性の参画の促進をめざすものである。しかしながら、平成 25 年度末において、「八尾市第 5 次総合計画（やお総合計画 2020）」、「第 2 次 やお女と男のはつらつプラン」の各計画に掲げる、数値目標を達成できていない現状を踏まえ、審議会等への女性委員の登用率向上に向けた具体的で実効性のある取り組み方策を示し、目標達成につなげるものである。

## 3. 対象

当ポジティブ・アクションプランの対象とする「審議会等」とは、「審議会等の設置等に関する要綱（平成 11 年 6 月 15 日施行）」第 2 条に規定する附属機関及び協議会等を指すものとする。

※「審議会等の設置等に関する要綱」（抜粋）

（定義）

第 2 条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置するものをいう。

2 この要綱において、「協議会等」とは、法律又は条例の規定に基づかず、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により設置するものをいう。ただし、行政関係職員のみで構成されている「協議会等」については、除外するものとする。

## 4. 目標

当ポジティブ・アクションプランの目標は、「八尾市第 5 次総合計画（やお総合計画 2020）」、「第 2 次 やお女と男のはつらつプラン」の各計画に掲げる、審議会等への女性委員の登用比率における、達成すべき目標等によるものとする。

○ 審議会等への女性委員の割合は、平成 27（2015）年度までに 35%以上、平成 32（2020）年度までに 40%以上とする。

○ 女性委員の参画がない審議会等の解消を図る。

## 5. 審議会等所管部局の責務

審議会等を所管する各部局長は、委員の選任にあたっては、当ポジティブ・アクションプランを踏まえ、男女共同参画社会の実現をめざし、人材としての女性の活躍を推進するため、目標値の達成に向けて、所管する審議会等の委員への女性の積極的な登用に取り組まなければならない。

## 6. 事前協議

各部局長は、所管する審議会等の新設又は委員の改選もしくは補充にあたっては、必ず人権文化ふれあい部長と事前（審議会等の委員候補者の人選に入る前）に協議しなければならない。

また、事前協議の内容を踏まえた女性委員の登用状況及び登用計画について、「女性委員参画推進計画書」を作成し、人権文化ふれあい部長に提出しなければならない。

## 7. 具体的な方策（「ポジティブ・アクション」の推進）

全庁的な取り組みにより、目標値（平成 27（2015）年度末までに 35%以上、平成 32（2020）年度末までに 40%以上）を達成していくために取り組む具体的な方策は次のとおりとする。

審議会等を所管する各部局長は、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、女性の登用が進まない原因に応じて、「ポジティブ・アクション」を推進し、次に掲げる方策を講じて、女性委員の登用促進を図るものとする。

ただし、審議会等の性格その他やむを得ない事由により、方策を講じることが困難な場合は、それぞれの事由に応じて、可能な限り女性の登用促進に努めるものとする。

また、人権文化ふれあい部長は、女性委員の登用促進に向けて、より有効で具体的な方策に取り組むものとする。

### (1) 審議会等所管によるポジティブ・アクション

#### ① 学識経験者の委員選考

○ 学識経験者を選考する際は、積極的に女性の登用を図るものとする。

○ 学識経験者を選考する際は、肩書きや職種にこだわることなく、広く人材を求めるよう努めるものとする。

## ② 市の裁量が限定されている審議会等への対応

- 審議会等の規則や要綱等における委員規定について、「団体の長」等の幹部役員に限定せず、一般の女性構成員が参画可能となるよう、可能な限り規則や要綱等の見直しに努めるものとする。
- 法定されている場合を除き、市の裁量で、専門職種を設定できる場合には、現に女性が就いている専門職種に振り替えるなど、女性が登用されるように努めるものとする。

## ③ 関係機関・関係団体等への委員派遣の要請

- 関係機関・関係団体等に委員派遣を要請する際、必ずしも、当該団体の代表者や長に限定せず、当該団体に在籍する女性の中から委員を派遣いただけるよう、人権担当所管において新たに改定した「(審議会等) 団体あて委員推薦依頼文例」を活用するなど、団体に要請し、理解を求めるものとする。
- 団体の長や役員等に女性が少ない現状を考慮し、長、役員等に限定した推薦依頼は極力避けるものとする。
- 団体の構成員に比較的女性が多く在籍される関係機関、関係団体等に対し、他の団体に優先して委員派遣を要請するように努めるものとする。
- 派遣要請先団体から男性委員を派遣いただいた場合には、併せて女性委員も推薦いただくよう要請し、男女の委員人数の均衡が取れるよう努めるものとする。

## ④ 市民委員の公募のあり方

- 市民委員の公募に際し、目標値（平成 27（2015）年度までに 35%以上、平成 32（2020）年度末までに 40%以上）を達成していない審議会等については、「女性枠」を新たに設置するなど、できる限り積極的な女性委員の登用に努めるものとする。
- 市民委員の公募に際し、女性や子育て中の市民が気軽に応募・参加しやすい環境づくりを行うものとする。  
（例：当該審議会等の開催に先立ってプレイベントやワークショップの実施、市民委員公募時の作文等のテーマ設定において、女性や子育て中の市民が身近に感じ、気軽に応募しやすいテーマ設定に努めるなど。）

## (2) 人権担当所管によるポジティブ・アクション

### ① 事前協議に基づくヒアリング等の実施

- 人権文化ふれあい部長は、目標値を達成するために、各審議会等所管部局に対し、事前協議に基づくヒアリングを実施し、女性の登用が進まない原因に応じて、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。
- 審議会等所管部局から提出された「女性委員参画推進計画書」については、その進捗状況を把握し、計画内容の推進が適正に図られるよう努めるものとする。

### ② 人材情報の提供

- 人権文化ふれあい部長は、各部局長に対し、大阪府男女共同参画・青少年センター（愛称：ドーンセンター）が提供している「女性委員・講師情報提供サービス」を活用する等、女性委員候補となる人材情報を、定期的に提供するものとする。

### ③ 女性リーダーの育成・発掘と女性人材バンクの設置の研究

- 市の政策・方針決定過程へ参画し、その力を発揮できる女性の人材を充実させるため、地域で活躍する女性リーダーを発掘するとともに、その育成・支援に取り組むものとする。
- 各専門分野において見識や経験を有する人材情報を提供することを目的とした女性人材バンクの設置については、地域で活躍する女性リーダーを育成・支援することにより、将来的には、市町村レベルでの設置が望ましいと考えており、今後、女性リーダーの人材育成を推進しつつ、当ポジティブ・アクションプランに基づく取り組みの成果や他市の事例等を踏まえ、その有効性について、引き続き研究を行うものとする。

### ④ 市民委員公募時の一時保育のあり方

- 女性や子育て中の市民が審議会等へ参画する機会を保障するため、当該審議会等開催時に必要に応じて一時保育を導入し、あわせてその利用を無料化することにより、応募・参加しやすい環境づくりを行うものとする。
- 一時保育の導入時の利用料にかかる歳出予算については、当面、一括して人権担当所管で対応するものとするが、将来的に庁内での制度の普及が図られた段階で、各所管に配当するものとする。

## ⑤ 男女共同参画意識の高揚

- 男女共同参画に関する認識を深めるとともに、その意識の高揚を図るため、地域、職場、学校など、あらゆる場において、広報・啓発活動を行うものとする。

## ⑥ 市内各種団体に対する市としての働きかけ

- 行政運営上、関連のある市内各種団体に対しては、毎年度当初において、八尾市男女共同参画施策推進本部長（市長）名による要請文の通知を行うことにより、あらゆる分野において、男女が対等な構成員として参画し、意見や考え方を反映し、男女がともに活躍できる社会が実現できるよう、積極的な女性の登用、参画の場の提供について、各種団体の理解を求めていくものとする。
- 当ポジティブ・アクションプラン策定を契機として、より一層の女性の登用を推進するため、派遣要請先団体に在籍する女性委員を派遣いただけるよう、「（審議会等）団体あて委員推薦依頼文例」の改定を行い、その活用を図るものとする。

## ⑦ 審議会等への女性委員の登用状況の公表

- 人権文化ふれあい部長は、審議会等への女性委員の登用状況について、毎年、八尾市男女共同参画審議会及び八尾市男女共同参画施策推進本部に報告するとともに、これをホームページ等にて市民等に公表し、目標達成に向けて、実効性のある取り組みを行うものとする。

## 8. 実施時期

当ポジティブ・アクションプランは、平成27年4月1日より実施する。

## ＜参考資料＞



## 八尾市における男女共同参画の現状について

### 1 女性が活躍できる社会へ

女性の社会進出が増え、雇用の場でも様々な分野で、女性の活躍が進展しつつある一方、女性の年齢階級別労働力率が、30～40 歳代前半を谷とした「M字カーブ」【図 1】を描いており、また、男性と比較すると、男性が年代に関わらず、ほぼ横ばいであるのに対し、未だ女性が「M字カーブ」を描いていることが見てとれる。【図 2】現状では、働く意欲がありながら、結婚、出産、子育て期に、仕事を辞めざるを得ない女性が多く、未だ十分に女性の能力を発揮できていないところである。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、我が国社会にとって喫緊の課題であり、アベノミクスの第 3 の矢である「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び「日本再興戦略 改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においても、女性の活躍推進や促進に向けた取り組みが掲げられている。

また、女性が活躍できる組織づくりをめざして、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」<sup>1</sup>に取り組む企業も増加してきており、女性社員のアイデアで、付加価値のある新たな製品やサービスの誕生、マーケティングの成功など、女性の活躍が企業経営にもプラスの効果をもたらしている事例がいくつも見受けられるところである。

今後、少子高齢化が進み、労働人口の減少が懸念される中、とりわけ「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、企業や社会全体を活性化する大きな力になると言われており、「女性の活躍」はますます期待されているところである。

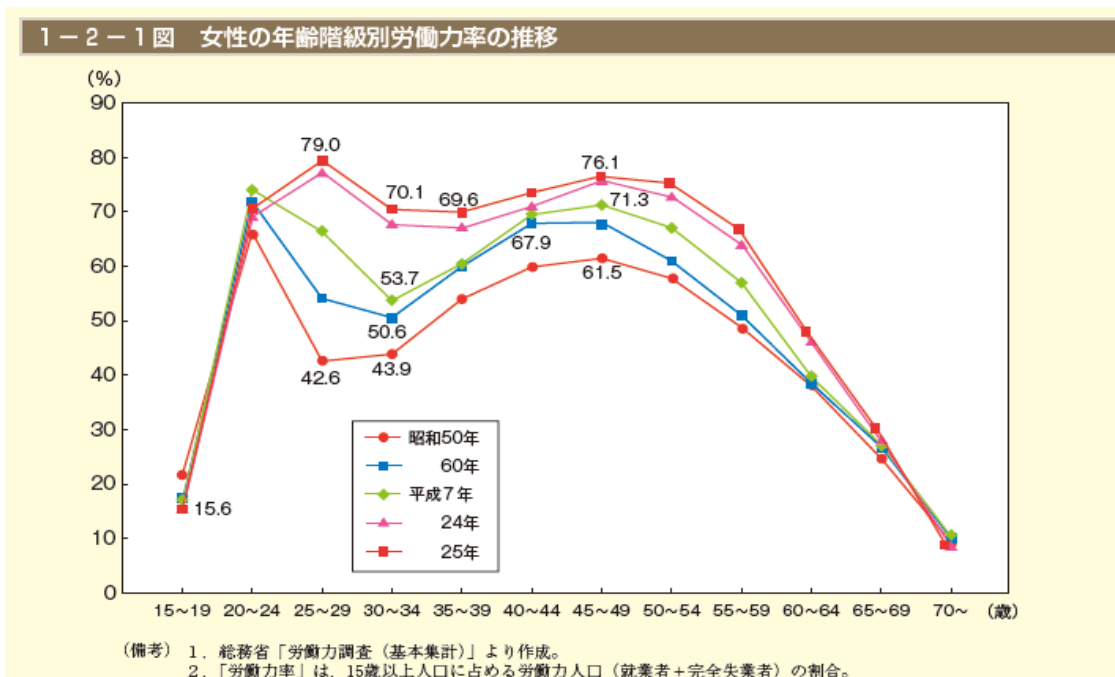
以上のことから、将来にわたり、活力ある社会を維持していくためには、「女性の活躍」が必要不可欠であり、女性が十分にその能力を発揮することができるよう、「ポジティブ・アクション」の取り組みの促進に向けて、国・地方公共団体を通じた具体的な取り組みを積極的に進めていくことが求められている。

---

<sup>1</sup> ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

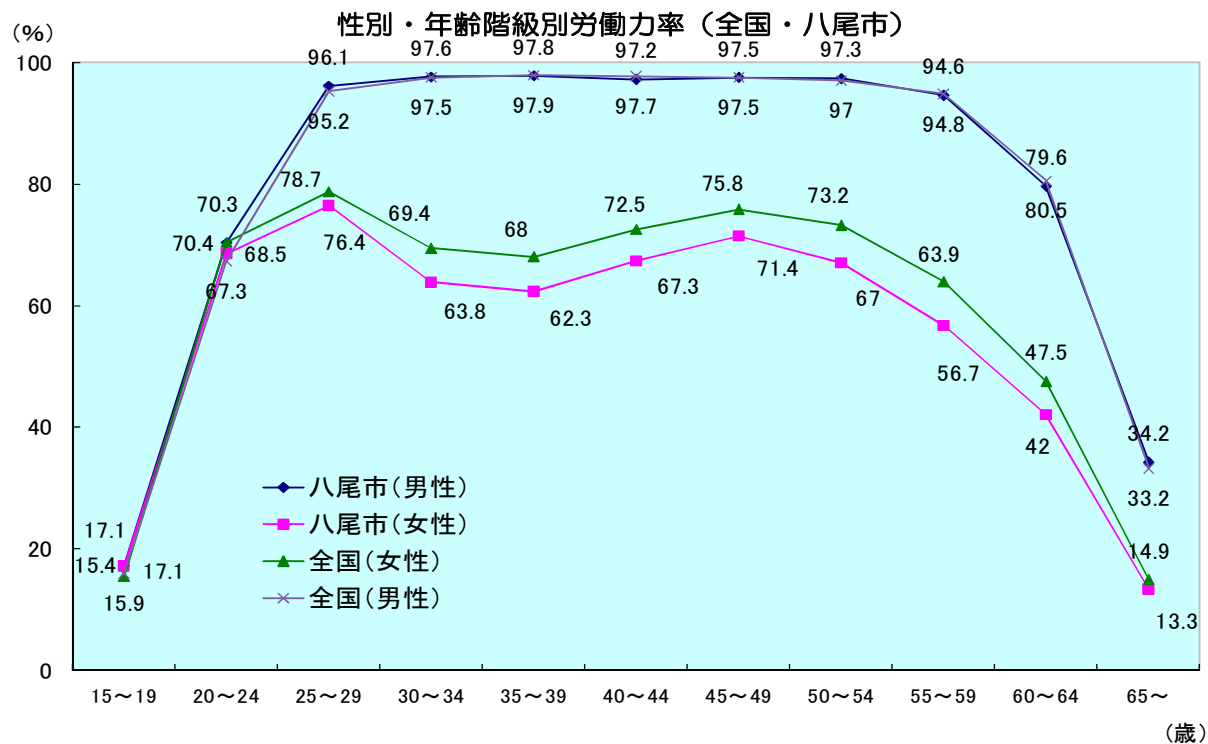
【図 1】女性の年齢階級別労働力率の推移

出典：内閣府ホームページ  
「平成 26 年度 男女共同参画白書」



【図 2】

出典：総務省「平成 22 年国勢調査」



## 2 男女共同参画における国の現状

平成 11（1999）年に公布・施行された男女共同参画社会基本法においては、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」としており、そのためには、性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、女性の社会参加、とりわけ社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への参画が必要不可欠である。

国においては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位<sup>2</sup>に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」（平成15年6月20日 内閣府男女共同参画局 男女共同参画推進本部決定）という目標の達成に向けた取り組みを進めているが、指導的地位に占める女性の割合は、国の審議会等における女性委員の割合で調査開始以来の最高値（34.1%）となり、女性委員のいない都道府県防災会議が初めて0となる（内閣府平成25年度「女性の政策・方針決定参画状況調べ」）などの改善が見られる一方で、本省課室長相当職以上の国家公務員（3.0%）、都道府県知事（6.5%）、衆議院議員（8.1%）など、多くの分野においては、30%を満たしておらず、目標の達成には、相当の推進力が必要な状況にあり、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の制定から10年余りを経過した現在もなお、政策・方針決定過程への女性の参画は大きな課題となっているところである。【図3】

世界各国との比較においても、世界経済フォーラムが平成 25（2013）年に発表したジェンダー・ギャップ指数（各国の政治、経済分野などへの社会進出における男女格差を示す指数）によると、日本の順位は136カ国中105位（一昨年は135カ国中101位）と下位に位置しており、日本の順位の低さは、「経済」や「政治」の分野で指導的地位にいる女性の割合の低さなどが反映されていると考えられている。

女性の活躍促進は、単なる経済の再生や成長、社会の活性化にとどまらず、男女が互いに社会の対等な構成員として参画し、責任を分かち合いながら、その個性と能力を発揮できるまちづくりにつながるものである。そのためにも審議会等のような政策・方針決定過程に男女がともに対等な社会の構成員として参画し、責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できるようにする仕組みを構築することが必要である。

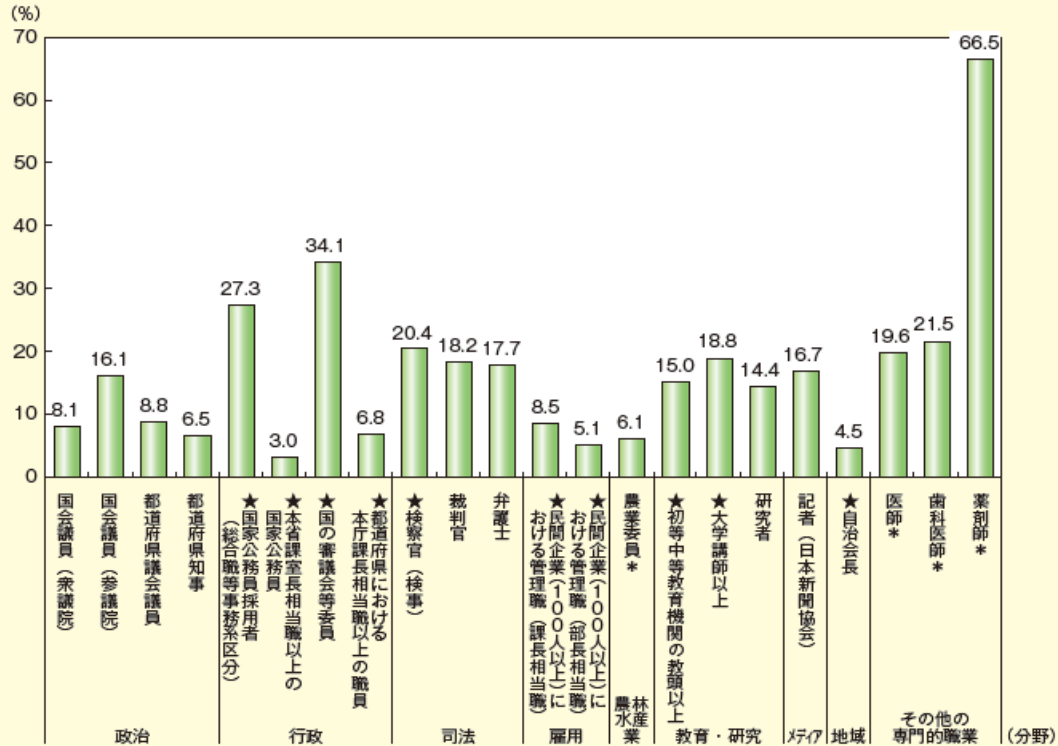
---

<sup>2</sup> 指導的地位：議会議員、法人・団体等における課長相当職以上の者、専門的・技術的な職業のうち、特に専門性が高い職業に従事する者（国・地方議会議員、審議会等の委員、医師、弁護士など）

【図3】各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

出典：内閣府ホームページ  
「平成26年度 男女共同参画白書」

1-1-15図 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



（備考）内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成25年12月）より一部情報を更新。原則として平成25年のデータ。ただし、\*は24年のデータ。  
なお、★印は、第3次男女共同参画基本計画において成果目標が設定されている項目として掲げられているもの。

### 3 男女共同参画における八尾市の取り組み

平成25（2013）年度に実施した「八尾市民意識調査」では、「性別に関わらず男女が互いに認め合える差別のない社会が実現しているか」という質問に対して、「あまり思わない」が28.6%で最も多く、次いで「少し思う」（26.0%）となり、否定的な意見（「思わない」と「あまり思わない」の合計）（45.8%）が肯定的な意見（「思う」と「少し思う」の合計）（30.9%）を上回り、肯定的な意見については、昨年度（30.9%）と同数値の結果となった。【図4】

本市では、八尾市男女共同参画推進条例の基本理念の一つとして、「市の政策又は事業者における方針の立案及び決定過程への共同参画の機会確保」を規定するとともに、「第2次 やお女と男のはつらっプラン」においては、行政分野における女性の参画の推進を図るため、「平成27年度に市の審議会・協議会における女性委員の登用率を35%以上とする」という目標を掲げ、全庁あげて女性委員の参画推進を図ってきたところである。

同プランの策定以後のこれまでの主な取り組みとしては、審議会等所管部局に対する積極的な女性委員の登用を促す通知送付のほか、女性委員の参画がない又は目標値を下回る審議会等所管部局に対するヒアリングの実施、実効性のある事前協議の運用

を図るため、その方法の見直し、関係機関・関係団体に委員派遣を要請する際の女性委員の推薦への理解・協力依頼などを行ってきたところである。

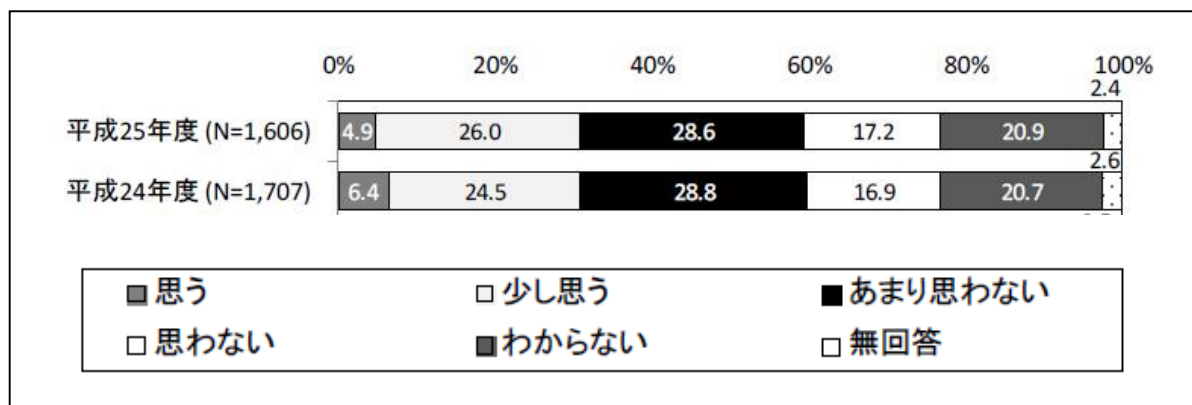
これらの取り組みにより、審議会等における女性委員の割合について、全審議会等の平均値は、平成17年度末の数値（24.6%）に対し、平成25年度末（27.8%）は、3.2ポイントの改善が見られたところである。大阪府内市町村においても本市の女性委員の割合は概ね高い順位（大阪府内42市町村中13位）に位置するなど、一定の効果を挙げてきたが、依然として、地域社会においては、団体活動に多数の女性が従事しているにもかかわらず、会長等の役職は男性で占められていることが多い現状や、委員の選考にあたっては、法令等により、構成員の職種が限定されているため、市の裁量が限定されるなどの理由から、女性の参画が困難な審議会等があるといった課題も残されている。

平成25年度末現在、審議会等における女性委員の登用率は平成27年度の目標値（35.0%）へ向けて約7ポイント向上させる必要があり、限られた年次の中で目標を達成するには、今後、女性委員の登用を一層進めていく必要があり、さらに、「八尾市第5次総合計画（やお総合計画2020）」では、「平成32年度までに審議会等への女性委員の割合を40%以上とする」という達成すべき指標を掲げており、目標6「みんなでつくる八尾」の実現に向けて、女性の参画拡大を図るための具体的で実効性のある取り組みを進めていく必要がある。【図5】

これらの取り組みを市が率先垂範して行うことにより、社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が対等な構成員として参画し、意見や考え方を反映し、男女がともに活躍できる社会をめざしていくことが必要である。

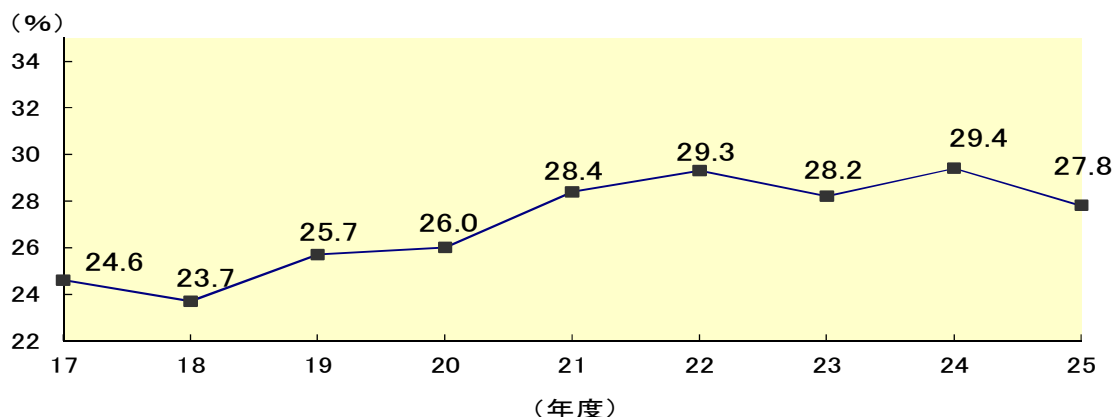
【図4】「男女が互いに認め合える差別のない社会が実現しているか」の評価

出典：平成25年度 八尾市民意識調査報告書



【図5】審議会等における女性委員割合の推移(八尾市)

資料：行政改革課調べ（各年度末現在）



#### 4 現状及び課題から見える方向性

全国的にますます少子高齢化が進む中、「八尾市第5次総合計画（やお総合計画2020）」による、本市の平成32（2020）年の想定人口は概ね26万人程度で、15歳から64歳までの生産年齢人口は平成20（2008）年から約2万人減少することが予想されている。

元気な八尾のまちを支えているのは八尾に暮らし、活動する様々な人々の力である。

人々が、職業生活、家庭生活、地域での生活を充実させ、さらに元気な八尾のまちをつくるためには、男女共同参画の視点から、男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することが必要である。

また、本市における政策・方針決定過程である審議会等については、「八尾市第5次総合計画（やお総合計画2020）」、「第2次 やお女と男のはつらつプラン」、の各計画において、達成すべき目標として、「平成27年度に審議会等への女性委員の割合を35%以上とする」ことを掲出している。

平成17年度に策定した「女性委員参画推進計画要領」に基づき、女性委員の登用率向上に向けて、取り組んできたところであるが、平成26年1月10日に開催した、八尾市男女共同参画施策推進本部会議において、審議会等への女性委員の登用について

「戦略性をもって、市の政策方針として取り組むべき。市としての考え方をもって、指針などを設ける必要がある。」との方向性が示されたことにより、「八尾市男女共同参画施策推進本部設置要綱」第6条の規定に基づき、同本部の下に、審議会等への女性委員の登用に関する基本方針であるポジティブ・アクションプランの策定に取り組むためのワーキング会議を設置した。

当ポジティブ・アクションプランは、単に女性委員の登用自体を目的とするのではなく、男女が一人ひとりの人権を尊重しながら、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現をめざすには、人材としての女性の活躍が不可欠であり、そのために政策・方針決定過程への女性の参画の促進をめざす、ということをその目的の礎に据えなければならない。

「具体的な方策」等の内容は、限られた年次がある中で、その目標値を達成する上で、実効性のある方策に取り組むことである。しかしながら、最終的には、「市の政策・方針決定過程や職場などあらゆる分野の意思決定過程に男女が社会の対等な構成員として参画し、意見や考え方を反映し、男女がともに活躍できる社会」の実現に向けて実効性がある取り組みをめざしていくものである。

また、「八尾市第5次総合計画（やお総合計画2020）」がめざす男女共同参画社会の実現に向けて、市が率先垂範すべき取り組みであることが必要である。

以上を踏まえ、限られた年次の中で目標値を達成すべく、実効性のある「ポジティブ・アクションプラン」を推進し、具体的には、「女性枠の設置」、「女性が参画しやすい環境整備」、「地域で活躍する女性リーダーの育成、発掘」、「男女共同参画意識の高揚」など、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るための対応策を講じなければならない。

そのため、市が率先垂範して政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する観点から、市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、審議会等への女性委員の登用を積極的に推進することを目的としたポジティブ・アクションプランの策定に取り組み、策定後は、当ポジティブ・アクションプランを踏まえ、目標達成に向けて示された「具体的な方策」の実践に積極的に取り組むものである。

また、誰もが地域社会や組織の一員として、自ら考え行動し、あらゆる分野に女性が参画していくことができるよう、地域で活躍する女性リーダーの育成、支援を行うとともに、地域社会における男女共同参画意識の高揚に取り組まなければならない。

今後においても、事業所や地域団体、市民活動団体等において女性が活躍できるよう、具体的で実効性のある「ポジティブ・アクション」の推進について理解を求めつつ、積極的な取り組みを促すなどの働きかけを行っていくものである。

(審議会等)団体あて委員推薦依頼文例

(文書番号)

平成 年 月 日

(団体名称)

(代表者氏名) 様

八尾市長 田 中 誠 太

(審議会等の名称) 委員の推薦について (依頼)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、八尾市政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、(当該審議会等の設置趣旨、当該団体からの委員推薦趣旨 等)

今後におきましても、引き続き、貴団体からの委員のご推薦をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、本市では、社会のあらゆる分野において、男女が対等な構成員として参画し、男女がともに活躍できる男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを積極的に推進しているところであります。

このため、その一環として、平成 27 年 4 月に『審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン』を策定し、審議会等における女性委員の割合を、平成 32 (2020) 年度までに 40%以上とする目標数値を掲げ、審議会等への女性の登用を積極的に推進しているところであります。

つきましては、貴団体におかれましては、本市の男女共同参画社会の形成をめざす取り組みにご理解をいただき、委員のご推薦に際しましては、積極的な女性委員の登用につきまして、格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 委嘱期間 任期\_\_年 平成\_\_年\_\_月\_\_日から平成\_\_年\_\_月\_\_日  
(予定)
2. 報 酬 会議出席 1 回につき、\_\_\_\_円 (税込) を支払う。
3. 会議開催回数 年\_\_回予定
4. 会議開催時間 \_\_時間程度 (1 回につき)

## 審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン 策定経過

平成25年度

| 開催月 | 内 容                                                                                                                                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 月 | <p>・平成 25 年度第1回八尾市男女共同参画施策推進本部会議、幹事会開催<br/>(平成 26 年 1 月 10 日)</p> <p>「審議会等への女性委員の登用については、戦略性をもって、市の政策方針として取り組むべき。指針の策定など、市としての考え方を示す必要がある。」との指示を受けた。</p> |

平成26年度

| 開催月 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 月 | <p>・平成 26 年度第1回八尾市男女共同参画施策推進本部会議、幹事会開催<br/>(6 月 6 日)</p> <p>ポジティブ・アクションプラン策定に関する方向性について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 7 月 | <p>・八尾市男女共同参画施策推進本部ワーキング会議設置</p> <p>※ワーキング会議…男女共同参画施策推進本部の下部組織（「八尾市男女共同参画施策推進本部 ワーキング会議設置要領」による設置）</p> <p>（構成）人権政策課長（座長）、政策推進課長、行政改革課長、財政課長<br/>人権文化ふれあい部長が指名する推進本部幹事である女性管理職員（4 名）</p> <p>・第1回ワーキング会議の開催(7 月 14 日)</p> <p>ポジティブ・アクションプラン（骨子案）についての意見聴取</p> <p>・第2回ワーキング会議の開催(7 月 31 日)</p> <p>前回会議での指摘事項を踏まえての対応状況の確認</p> <p>ポジティブ・アクションプラン（素案）についての意見聴取</p> |
| 8 月 | <p>・第3回ワーキング会議の開催(8 月 20 日)</p> <p>前回会議での指摘事項を踏まえての対応状況の確認</p> <p>ポジティブ・アクションプラン（案）についての意見聴取</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 9 月 | <p>・平成 26 年度第2回八尾市男女共同参画施策推進本部会議、幹事会開催<br/>(9 月 5 日)</p> <p>・ポジティブ・アクションプラン（案）の承認</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         |

## 八尾市男女共同参画施策推進本部 ワーキング会議設置要領

### (目的)

第1条 八尾市男女共同参画施策推進本部設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、審議会等への女性委員の登用に関する基本方針について検討を行うため、八尾市男女共同参画施策推進本部ワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 ワーキング会議が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、審議会等への女性委員の登用を積極的に推進することを目的とした基本方針の策定、及び審議会等における女性委員の登用率向上に向けた「具体的な方策」についての検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため、座長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 ワーキング会議の委員は、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 ワーキング会議に座長を置き、人権政策課長をもって充てる。

3 座長は、ワーキング会議を代表し、ワーキング会議の職務を統括する。

### (会議)

第4条 ワーキング会議は座長が召集し、座長が議長となる。

### (関係者の出席)

第5条 座長が必要と認めるときは、ワーキング会議の委員以外の職員及び有識者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第6条 要綱第7条の規定に基づき、ワーキング会議の庶務は、人権文化ふれあい部人権政策課において行う。

### (細則)

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキング会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

八尾市男女共同参画施策推進本部 ワーキング会議委員名簿

| 区分 | 構成                     | 氏名     |
|----|------------------------|--------|
| 座長 | 理事 人権文化ふれあい部人権政策課長事務取扱 | 鶴田 洋介  |
| 委員 | 政策企画部次長兼政策推進課長         | 田中 淳二  |
| 委員 | 政策企画部行政改革課長            | 福井 良仁  |
| 委員 | 財政部次長兼財政課長             | 新堂 剛   |
| 委員 | 健康福祉部保健推進課長補佐          | 嶋野 美世子 |
| 委員 | こども未来部参事（こども政策課）       | 藤本 寿江  |
| 委員 | 経済環境部次長兼農業委員会事務局長      | 三谷 美佐緒 |
| 委員 | 監査事務局次長兼局長代理           | 大谷 めぐみ |

(機構順)